

千葉市基幹的職員研修・ユニットリーダー研修実施要領

1 目的

社会的養護を必要とする子どもの数が増加し、虐待等子どもの抱える背景の多様化が指摘されている中、今日の社会的養護において、施設に入所している子ども及びその家庭への支援の質を確保するためには、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。

このため、別途国が定める社会的養護処遇改善加算実施要綱、処遇改善加算（Ⅴ）の対象研修に該当するものとして、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施し、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能とすることを目的とする。

なお、本研修の一部を社会的養護処遇改善加算（Ⅲ）及び（Ⅳ）の「②対象となる研修」のイに該当するものと兼ねて実施することとする。

2 受講対象者

【基幹的職員研修】

基幹的職員研修の受講対象者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 市所管の児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（以下「対象施設」という。）の職員である者
- (2) 対象施設等における、直接支援や相談支援などの業務の実務経験がおおむね10年以上の者
- (3) 人格円満で児童福祉に関し相当の知識・経験を有する者であるとして、施設長が基幹的職員の候補者として適任であると推薦した者

【ユニットリーダー研修】

対象施設（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設）の職員

3 実施内容

- (1) 研修期間 前期・後期 各2日程度（全4日程度）
- (2) 研修内容
 - ア 施設の管理・運営に関すること
 - イ 職員への指導（スーパーバイズ）やメンタルヘルスに関すること
 - ウ 子どもの権利擁護に関すること
 - エ 施設における日常的なケアに関すること
 - オ 施設における専門的なケア（心理治療等）に関すること

- カ 子どもの発達障害と発達上の問題に関すること
 - キ アセスメントに関すること
 - ク ケースカンファレンス、チームアプローチに関すること
 - ケ 家族支援やソーシャルワークに関すること
 - コ 関係機関との連携に関すること
 - サ 社会的養護における高度な専門性を必要とする知識や援助技術に関すること
 - シ その他基幹的職員に必要と思われる内容に関すること
- なお、ユニットリーダー研修に該当する科目は、ア、イ、クとする。

4 研修参加者の募集等

【基幹的職員研修】

対象施設の施設長は、2の(1)～(3)に該当する者の推薦書(様式第1号)を添えて、受講申込書(様式第2号)を市に提出する。

【ユニットリーダー研修】

対象施設の施設長は、該当する者の受講申込書(様式第2号)を市に提出する。

5 修了証書の交付

【基幹的職員研修】

研修課程の全てを受講した者に対して「修了証書」(様式第3号)を交付する。

【ユニットリーダー研修】

該当科目を全て受講した者に対して「修了証書」(様式第3号の2)を交付する。

6 再受講

基幹的職員研修を受講し、修了証書を交付された年度の末日から1年以上経過した者は、専門性の維持向上等のため、2年に一度、基幹的職員研修の全日程の中から1日以上再受講するものとする。

市は、基幹的職員研修を受講し修了証書を交付された者及び再受講した者を適切な方法で記録し、再受講の対象となる者を把握する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定めることとする。

附 則

この要領は、平成22年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和元年12月16日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。